

非稼働病棟を有する医療機関の協議について

厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け医政地発0207第1号）では次の項目について具体的な対応を求めている。

◆非稼働病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。）を有する医療機関は調整会議に出席し、

- ① 非稼働の理由と今後の計画の説明を行う。
- ② 再稼働をしようとする場合は、医療従事者の確保に係る方針、他の医療機関の診療実績、将来の医療需要の動向等を踏まえた議論を行う。

非稼働病棟を有する医療機関の協議方法

第4回球磨地域医療構想調整会議
(平成30年7月25日)資料1 一部抜粋

県調整会議として、地域調整会議に示す取扱方針

- 毎年度、県は、直近の病床機能報告の結果から非稼働病棟を有する医療機関を把握し、地域調整会議に報告する。
- 地域調整会議は、個別に当該医療機関からの説明を求め、その都度協議の上、合意を確認する。
- 地域調整会議は、必要に応じて部会等(地域調整会議の委員の中から医師会等の推薦を受けて構成、事務局：県又は保健所)を設置し、部会から一括して、説明内容やその他聞き取り結果を地域調整会議に報告し、協議を行うことができるものとする。